

令和 8 年度事業計画及び収支予算（案）

I 事業計画

1 需要に応じた生産・販売に関する現状・課題

- (1) 令和 7 年産の主食用米作付面積は、生産の目安より 10,500ha 増の 67,000ha となった。
- (2) 非主食用米の取組では、これまで柱となっていた飼料用米は、主食用米への揺り戻しが進んだため、前年比 5,528 ha 減の 1,440 ha と取組が大きく後退し、備蓄米は、国による買入れが中止とされたことから、実績は前年比 5,558 ha の減（皆減）となった。そのほか、新市場開拓用米や麦・大豆等も主食用米への転換等により減少した。
なお、加工用米は、浜通り地域において飼料用米からの転換が推進されたことにより、前年比 518 ha 増の 946 ha となった。
- (3) 畑地化促進事業を活用し、110 ha が畑地化された。そばにおける取組が多かった。
- (4) 原子力被災 12 市町村においては、営農再開が進み、全水稻が 7,243 ha（前年比 309 ha 増）、主食用米が 5,665 ha（前年比 2,466 ha 増）となった。
- (5) 現在、集荷競争の激化などから米価は高値で推移しているものの、米価高騰による消費者のコメ離れや過剰在庫による米価下落を懸念する声も聞かれている。
- (6) 非主食用米及び戦略作物においては、加工用米が増加したものの、需要が見込まれる新市場開拓用米や麦、大豆の取組が低調である。

2 令和 8 年産米の需要に応じた生産・販売の取組推進の基本的考え方

- (1) 農家所得の安定確保と地域農業の持続的な発展を図るため、生産数量（面積）の目安に沿った生産を実践し、主食用米の需給バランスを保ちながら、食品産業から需要のある加工用米や新市場開拓用米、麦、大豆等の畑作物、収益性の高い園芸作物への作付転換のほか、今後買入れが行われる備蓄米への取組を進めるなど、需要に応じた生産を引き続き実践する。
- (2) 推進事項
 - ア 地域農業再生協議会は、関係者と協議の上、令和 8 年産米の制度別・用途別作付計画、中長期的な取組方針を策定するとともに、生産者に需給環境や水田農業の将来方向等を丁寧に説明し、引き続き需要に応じた生産を推進する。
 - イ 担い手の高齢化・減少が急速に進展する中、「地域計画」のブラッシュアップに併せて、地域農業再生協議会単位で地域農業のあり方や中長期的な将来展望を検討するとともに、地域の特徴や実態に応じた振興品目を設定し、中長期的な視点で振興品目による産地づくりを推進する。

ウ 非主食用米においては、実需からの要望が高い加工用米や新市場開拓用米等の取組を促す。

エ 食料安全保障や省力的な作業体系による大規模経営体の育成の観点から、小麦、大豆、飼料作物等の畑作物の振興を図る。

オ 備蓄米については、政府の動向等を注視する必要があるが、本県優先枠 31,606 トンを活用した取組を進める。

3 重点取組

地域農業再生協議会に対して、取組状況の把握や意見交換等個別推進を図るとともに、地域の関係者一体となった令和 8 年産の制度別・用途別作付計画の達成に向けた取組を推進し、水田収益力強化ビジョンの実現を目指す。

(1) 主食用米

ア 令和 8 年産主食用米の生産数量の目安（面積）を、令和 7 年産の生産実績と同じ 67,000 ha（備蓄米作付面積 6,300 ha を含む）に設定した。

イ 生産者と実需との事前契約を推進し、売れ残りのない需要に応じた米づくりを進める。

ウ 「コシヒカリ」から、作業性や収量の向上が期待できる県オリジナル品種の「天のつぶ」や「里山のつぶ」への転換を進めるとともに、担い手への農地集積や直播、スマート農機等による低コスト栽培技術の導入を推進しコスト削減に取り組む。

エ 酒造好適米については、「コメ新市場開拓等促進事業」の活用を促しながら、県内蔵元の需要に応じた生産を推進する。

(2) 備蓄米

ア 政府備蓄米の取組については、買入れ価格の水準等が不透明であるものの、状況を見極めながら、本県優先枠 31,606 トンの確保に向けて推進する。

イ 備蓄米は、食料安全保障の観点で重要であり、主食用米品種で取り組めることから、メリット等について広く生産者に周知する。

(3) 飼料用米

多収品種での取組を推進するとともに、適切な肥培管理等による単収の向上を図る。

(4) 加工用米・新市場開拓用米等

加工用米、新市場開拓用米、米粉用米は、低コスト栽培を推進し、「コメ新市場開拓等促進事業」の活用を促しながら、実需と産地の結びつきを推進し、取組拡大を図る。

(5) W C S 用稲・飼料作物

ア 大規模復興農場の新設に伴い、W C S 用稲や飼料用とうもろこし等の需要

拡大が見込まれることから、飼料作物等の生産拡大と供給体制の構築を図る。
イ 子実用とうもろこしは、農林事務所が設置している実証ほの成果を基に、省力的な大豆等畑作物の輪作体系の品目として位置づけ、大規模経営体を中心に推進する。

ウ 併せて耕畜連携の取組を推進し、土づくりや低コスト化を図る。

(6) 麦・大豆

ア 近年、県内の加工業者等の需要が拡大していることから「福島県産麦の推進方針」及び「福島県産大豆の推進方針」に基づき、関係者が一体となって地産地消の取組拡大を推進する。

イ 農林事務所が設置している「モデル地区」や令和8年度から予定しているJAグループ福島チャレンジファームの成果を基に、既存団地の規模拡大のほか、他地域への水平展開を目指す。

ウ 低コスト栽培を推進し、「畑作物産地形成促進事業」の活用を促しながら、作付け拡大を図る。

エ 基盤整備事業の進捗や地域計画の策定状況に併せて、団地化や面的拡大の取組を推進する。

(7) 高収益作物

ア 地域農業再生協議会が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、関係者が一体となった推進を図る。

イ 基盤整備事業の進捗や地域計画の策定状況に併せて、団地化や面的拡大の取組を推進する。

(8) 畑地化、田畑輪換・ブロックローテーション等の推進

ア 連作障害が少ない高収益作物や用水の確保が困難なほ場においては、畑地化を誘導する。

イ 飼料用米等を組み合わせた田畑輪換やブロックローテーションの構築を推進する。

4 活動計画

(1) 総会、事務局会議の開催

ア 令和9年産主食用米の生産の目安及び制度別・用途別作付計画の設定

イ 産地交付金等水田農業関連予算の活用計画の設定

ウ 取組の総括と事業計画の策定

(2) 地域農業再生協議会に対する説明会等の開催

ア 令和9年産米に向けた対応の基本的考え方（11月）

イ 令和9年産主食用米の生産の目安の設定等（12月）

ウ 産地交付金等水田農業関連予算の活用計画（2月）

- エ 令和9年度以降の水田政策の見直し等（適時）
- (3) 飼料作物、稲WC Sの県基準単収の設定と周知（4～6月）
- (4) 食味ランキング供試米の選抜・出品（10～2月）
- (5) 取組の推進
 - ア 地域農業再生協議会・方針作成者等との意見交換（4～5，2～3月）
 - イ 情報発信活動
 - （ア）HPによる米の需給状況等に関する情報提供（通年）
 - （イ）チラシ等の作成配布（飼料作物基準単収、主食用米の需要動向等）
 - （ウ）産地づくり通信の作成発行（2月）
- (6) 情報収集活動
 - 他県訪問等による情報交換、講師を招いての講演等（適時）

Ⅱ 令和８年度収支予算（案）

（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）

１ 収入の部

（単位：千円）

科目		８年度 予算額 Ａ	７年度 当初予算額 Ｂ	増減額 Ａ－Ｂ	備考
大科目	中科目				
負担金	負担金	1,800	1,800	0	県中央会 900 900
補助金	水田農業改革支援 事業補助金	5,500	5,500	0	
前年度 繰越金	一般管理費繰越金	550	500	50	
収入合計		7,850	7,800	50	

２ 支出の部

（単位：千円）

科目		８年度 予算額 Ａ	７年度 当初予算額 Ｂ	増減額 Ａ－Ｂ	備考
大科目	中科目				
管理費	一般管理費	7,850	7,800	50	
支出合計		7,850	7,800	50	

３ 差引収支差額（①－②）

０千円